



訴 訟 告 知 書

平成24年9月28日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

告知人（被告）兵庫県知事 井戸敏三

上記告知人（被告）代理人弁護士 乗鞍良彦



〒658-0013 神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

原 告 長 瀬 猛

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁内

告知人（被告） 兵庫県知事 井戸敏三

〒650-0027 神戸市中央区中町通2丁目1番18号

日本生命神戸駅前ビル11階 乗鞍法律事務所

告知人（被告）代理人弁護士 乗鞍良彦

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局教育課気付

被 告 知 人 井 戸 敏 三

〒653-0836 神戸市長田区神楽町4丁目2番25号

被 告 知 人 学校法人兵庫朝鮮学園

代表者理事長 朴 成 必

告知人は、被告知人らに対し、上記の原告と被告との間の神戸地方裁判所平成24年（行ウ）第62号事件（以下「本件訴訟」という。）について、地方自治法242条の2第7項の規定により、訴訟告知をする。

告知の理由

1 本件訴訟における請求の趣旨及び請求の原因は、別紙の平成24年8月3日付け訴えの変更申立書及び同申立書が援用する別紙の神戸地方裁判所平成24年（行ウ）第32号事件（以下「第32号事件」という。）の訴状の請求の原因第4に記載されたとおりである。

なお、本件訴訟は、行政事件訴訟法第19条に基づき、第32号事件に追加的に併合することを求めて申し立てられた訴訟である。

2 別紙の平成24年8月3日付け訴えの変更申立書の請求の趣旨3項の請求は、地方自治法242条の2第1項4号による請求であるが、地方自治法242条の2第1項4号による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは当該怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関は、遅滞なくその訴訟の告知をしなければならないとされている（地方自治法242条の2第7項）。そして、仮に本件訴訟において告知人が敗訴し、判決が確定した場合には、告知人は、被告知人らに対し、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならず（地方自治法242条の3第1項）、当該判決が確定した日から60日以内に同金額が支払われないときは、兵庫県は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない（同条第2項）ので、被告知人らは本件訴訟に補助参加することができるものである。したがって、告知人は、地方自治法242条の2第7項の規定により、被告知人らに対し、本件訴訟の告知をするものである。



訴 訟 の 程 度

本件訴訟は、平成24年8月4日、神戸地方裁判所に提起され、同庁第2民事部合議C係において審理されることとなり、平成24年10月9日午後1時30分、第1回口頭弁論期日が開かれる。

附 属 書 類

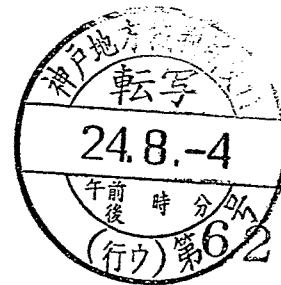
- | | |
|-----------|----|
| 1 訴訟告知書副本 | 2通 |
| 2 法人登記簿謄本 | 1通 |

平成24年（行ウ）第32号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

原告 長瀬猛

被告 兵庫県

訴えの変更申立書

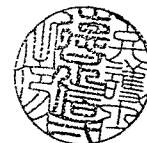


平成24年8月3日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



第1 訴えの変更


- 1 原告は、本件訴状の請求の趣旨（第1項）に加え、行政事件訴訟法19条に基づき、差止め請求（第2項）と義務付け請求（第3項）を追加的に併合し、下記のとおり、訴えを変更する。

なお、主観的併合によって追加した被告の表示は別紙当事者目録参照。

請求の趣旨

- 1 被告兵庫県が平成23年度に行った学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の交付決定を取り消す。
- 2 被告兵庫県知事井戸敏三は、学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金

副本



を交付してはならない。

3 被告兵庫県知事井戸敏三は、学校法人兵庫朝鮮学園及び井戸敏三に対し、1億3702万2000円を支払うよう請求せよ。

4 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。

2 訴え変更後の請求の趣旨第2項（差止め請求）の請求の原因

(1) 当事者

原告は、兵庫県の住民である。

被告兵庫県知事井戸敏三（以下「被告兵庫県知事」という。）は、兵庫県の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担などの行為につき権限を有するものである。

(2) 差止めを求める対象

平成24年度以降の学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の交付。

(3) 違法性

上記補助金の交付は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反する違憲・違法の行為である（詳細は訴状の請求の原因第4項に記載したとおりである）。

(4) 公金の支出等がなされる蓋然性

被告兵庫県による学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の交付についてはかねてから反復継続してなされており、平成24年度については既に予算措置が講じられており、これに係る公金の支出が行われる蓋然性が高い。

(5) 監査請求

原告は、平成24年2月1日付けで兵庫県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件各事業につき、補助金の交付を求める住民監

査請求を行ったが、兵庫県監査委員は、平成24年3月30日付けでこれを棄却した。

同取消し請求と本差止め請求とは請求の同一性ないし実質的関連性に基づく特段の事情が認められるため本差止め請求は同取消し請求訴訟提訴時に提訴されたのと同視され、出訴期間の定めに違反しない（詳細は4項にて後述する）。

(6) よって原告は被告兵庫県知事に対し、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、請求の趣旨第2項の差止め請求を行う次第である。

3 訴え変更後の請求の趣旨第3項（義務付け請求）の請求の原因

(1) 当事者

原告は、兵庫県の住民である。

被告兵庫県知事は、兵庫県の公金の支出、契約の締結又は債務その他の義務の負担及び損害賠償請求ないし不当利得返還請求などをする権限を有するものである（法242条の3第1項、243条の2第3・4項）。

(2) 違法な公金支出

被告兵庫県は学校法人兵庫朝鮮学園に対し、平成23年度の外国人学校振興費補助（1億3211万2000円）及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助（491万円）に係る補助金（合計1億3702万2000円）を交付した。

同補助金の交付は憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反する違法な行為である（詳細は訴状の請求の原因第4項に記載したとおりである）。

(3) 学校法人兵庫朝鮮学園及び井戸敏三の責任

学校法人兵庫朝鮮学園は違憲違法な平成23年度の前記補助金合計1億3702万2000円を公金から支出させ、兵庫県に対し、同額の損額を与え、もしくは、同額を不当に利得したものであるから、兵庫県に対し、損害賠償もしくは不当利得の返還を行う義務がある。

井戸敏三平成23年度の知事であり、故意もしくは過失により、違法な前記補助金1億3702万2000円を交付し、もって同額の損害を兵庫県に与えたものであるから、その損害を賠償する義務を負う。

(4) 監査請求

原告は、平成24年2月1日付けで兵庫県監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、本件各事業につき、補助金の交付を求める住民監査請求を行ったが、兵庫県監査委員は、平成24年3月30日付けでこれを棄却した。

同取消し請求と本義務付け請求との間には請求の同一性ないし実質的関連性に基づく特段の事情が認められるため、本義務付け請求は、同取消し請求の提訴時に提訴されたと同視することができ、出訴期間の規定に違反しない（詳細は4項にて後述する）。

(5) まとめ

よって原告は被告兵庫県知事に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、請求の趣旨第3項の請求を行う次第である。

4 請求の同一性と出訴制限について

(1) はじめに

訴えの変更は、変更後の新請求については新たな訴えの提起にほかならないから、出訴期間の遵守の有無は、原則として、行政事件訴訟法20条のような特別の規定ない限り、追加的併合の申立て時を基準として決せられるが、行政事件訴訟においては、一般的に、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、または両者の間に存する関係から、変更後の新請求に係る訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるときには、新請求に係る訴えについても当初の訴えの提起の時に提起したものとみなされる（最三小判昭和31年6月5日民集10巻6号656頁、最一小判昭和58年7月15日民集37巻6号869頁、最二小判昭和6



1年2月24日民集40巻1号69頁)。

(2) 差止め請求について

平成23年度の学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の交付決定を行政処分とみてその取消しを請求する訴えは、当該補助金の交付が憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反することを中心的争点とするものであり、その違法性が確認された場合、平成24年度の学校法人兵庫朝鮮学園に対する当該補助金の交付も違法となることは明らかであり、当然、その交付は禁じられることになる。

よって平成24年度と同補助金交付の差し止め請求を平成23年度と同補助金の交付決定の取り消し請求に係る訴えの提起時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情が認められるというべきである。

(3) 義務付け請求について

東京地判昭和61年7月30日判例地方自治361号13頁(甲6)は、補助金交付決定の取消しを求める住民訴訟(2号請求)に追加的に併合提起された補助金の支出が違法であることを前提とする損害賠償請求(4号請求)に特段の事情があるということはできないとしたものである。

同判決の事案は、平成14年改正前であり、義務付け訴訟ではなく損害賠償請求としてなされた4号請求に関するものであった。当初の訴えは、行政機関である東村山市長を被告とする補助金交付決定の取消訴訟であり、一方、追加的に併合された訴えは、私人である市川一男を被告とする損害賠償請求の訴えであって、前者の既判力が私人である市川一男に及ぶいわれはなく、両者は、形式的にも実質的にも同一性を欠いており、前者の訴えが市川一男の損害賠償責任を追及する趣旨を含んでいるということもできないことから、新請求と当初の訴えに係る請求との間に存する関係から新請求の訴えを当初の訴え提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情があるもの

とは同一性を欠いており特段の事情もないとされたものである。

ところが平成14年改正により、4号請求は被告を「執行機関又は職員」とする義務付け訴訟となり、2号請求の取消訴訟における被告「当該訴えの対象である行政処分たる当該行為をした行政庁の所属する地方公共団体」（地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条1項・2項、38条1項、11条1項）と実質的には同一であり、4号請求の被告が私人であることを理由に訴訟物の同一性ないし特段の事情の欠缺をいうことはできない。

思うに、本件訴訟における2号請求の基礎は本件補助金の交付が憲法89条後段及び地方自治法232条の2に違反するということにあり、両請求は、同一の公金の支出を問題とするものであり、その違法性に関する争点も同一であるのみならず、両請求は段階的に連続しており、当該補助金の交付決定の違法性が認められ取り消された場合は、当然、兵庫県は当該補助金の交付を受けた学校法人兵庫朝鮮学校に対してその返還を求めることになるのである。

よって、平成23年度に交付した補助金の返還請求を義務付ける請求につき、当初の同年の補助金交付決定の取り消し請求に係る訴えの提起時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けるところがないと解すべき特段の事情が認められるというべきである。

以上



当事者目録

〒658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

原 告 長 瀬 猛

〒530-0054

大阪市北区南森町一丁目3番27号 南森町丸井ビル6階

(送達場所) 徳永総合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一

電 話 06-6364-2715

FAX 06-6364-2716

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

被 告 兵 庫 県

同代表者兼処分行政庁 兵庫県知事 井 戸 敏 三

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

被 告 兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三



訴 状

平成24年4月27日

神戸地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

訴 額	1,600,000円
貼用印紙	13,000円

請 求 の 趣 旨

- 1 兵庫県知事が平成23年に行った学校法人兵庫朝鮮学園に対する外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等過程等生徒授業料軽減補助に係る補助金の交付決定を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

副
本

請求の原因

第1 原告らの住民監査請求とその結果

1 原告と「救う会兵庫」の活動

原告は「救う会兵庫」の代表であり、兵庫県民である。

「救う会兵庫」は、平成9年7月に結成され、北朝鮮に拉致された日本人を救出することを目的として街頭宣伝、集会、ビラ配り等の市民活動を行ってきたが、朝鮮学校に対する補助金交付については、朝鮮学校における日本人拉致事件に関する教育内容が「解決済」という北朝鮮政府の見解に沿ったものであることを問題にし、更に、朝鮮学校に対する補助金が朝鮮学校を支配している朝鮮総連を通じて北朝鮮に対する迂回支援になるとして、かねてこれに反対してきた。

平成23年10月3日に開催された「北朝鮮に拉致された日本人を救出する救う会全国協議会」の全国幹事会では、「朝鮮学校に対する国庫補助及び自治体補助に対して、拉致に関する教育内容の観点などから反対する」ことが改めて確認された。

2 学校法人兵庫朝鮮学園

学校法人兵庫朝鮮学園（以下「本件学校法人」という。）は、私立学校法64条4項に基づく学校法人であり、県内の朝鮮学校7校（神戸朝鮮高級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校、西播朝鮮初中級学校、尼崎朝鮮初中級学校、伊丹朝鮮初級学校、明石朝鮮初級学校）を運営しており、かねて兵庫県から、外国人学校振興費補助及び私立専修学校高等過程等生徒授業料軽減補助にかかる補助金交付を受けてきた。

平成23年、兵庫県は本件学校法人に対し、外国人学校振興費補助にかかる補助金1億3,211万2,000円と私立専修学校高等過程等生徒授業料

軽減補助にかかる補助金491万円を交付した。

3 住民監査請求とその結果

原告は、平成24年2月1日、兵庫県監査委員に対し、兵庫県知事が平成23年に行った本件学校法人に対する補助金交付の決定は、公の支配に属しない教育事業に対する公金の支出をしてはならないとする憲法89条後段に反するものであることを理由に、その取消しを求めて住民監査請求を行った。(甲1の1)

兵庫県監査委員は、平成24年3月30日、平成23年度の当該法人に対する本件交付決定は、憲法89条後段の規定に反するものではないことを理由に原告の請求を退けた。


第2 北朝鮮と拉致問題と朝鮮総連

1 北朝鮮の世襲独裁体制

北朝鮮は、太平洋戦争(大東亜戦争)終結後、朝鮮半島の38度線以北を占領したソ連の支援を受けた金日成によって1948年に建国された社会主義国家であるが、1960年代半ばには、金日成を神格化し、同人に対する絶対的忠誠を要請するチュチェ思想を打ち出し、北朝鮮は金日成個人を首領とする独裁国家の道を歩むことになった。

金日成から権力を世襲した金正日は、北朝鮮憲法の前文から共産主義を削除し、全てに軍事から優先する先軍思想を掲げ、核兵器と長距離弾道ミサイルの開発に邁進し、韓国艦船の爆破や延坪島砲撃などによって北東アジアの軍事的緊張を演出して国際的孤立を深め、国民には度重なる経済失政によって飢餓と経済的困窮を強いてきた。

金正日は平成23年12月に死亡し、金正日の三男・金正恩は、平成24年4月、朝鮮労働党の第一書記(党の最高ポスト)、第一国防委員長(国家機構の最高ポスト)に就任して金正日の独裁権力を承継し、金正日



の遺訓として先軍政治を踏襲することを内外に宣言した。

金正恩は4月13日には、人工衛星打上げを名目とする長距離弾道ミサイルの発射を強行したため、国連安全保障理事会は北朝鮮による安保理決議違反として強く非難し、今後の対北制裁拡大などに言及する議長声明を出すに到った。

国際的孤立をますます深める北朝鮮は、核実験に踏み切るおそれも懸念されており、その今後は不透明である。

2 拉致問題

北朝鮮は1970年代から1980年代にかけて、工作員や土台人（対日工作活動の土台となるべき特別永住者たる在日朝鮮人のこと）などを使って多数の日本人を極秘裏に北朝鮮に拉致してきた。北朝鮮は長年事件への関与を否定してきたが、平成14年（2002年）平壤で行われた日朝首脳会談で日本人の拉致を認め、謝罪し、再発の防止を約束した。

その後、曾我ひとみさんら拉致被害者5人が帰国を果たしたが、その後、北朝鮮当局は「拉致問題は解決済み」との立場を崩さず、同国には、今も横田めぐみさん、有本恵子さん、原勅晃さんをはじめとする100名以上の拉致被害者が抑留されているとされる。

3 朝鮮総連

朝鮮総連は、北朝鮮の在外公民組織を自称し、朝鮮労働党の工作機関統一戦線部の指導を受け、北朝鮮と密接な関係をもって活動する政治団体である。その綱領は第1条に「われわれは、愛族愛国の旗じるしのもとに、すべての在日同胞を朝鮮民主主義人民共和国のまわりに結集させ、同胞の権益擁護とチュチェ偉業の承継、完成のために献身する。」と規定している。

朝鮮総連は中央本部の下に地方本部・支部・分会の基本組織を置き、

在日朝鮮青年同盟、女性同盟、朝鮮青年商工会、文芸同盟といった多数の傘下団体を擁しているが、朝鮮学校も朝鮮総連傘下の団体であり、その運営、人事、財政を支配している。(甲1の4)

朝鮮総連は、関連団体関係者による北朝鮮工作活動の補助、覚醒剤販売、偽札造り、違法送金、日本人拉致といった違法行為への関与が疑われており、破壊活動防止法に基づき公安調査庁による調査対象団体に指定されている。(甲1の3)

第3 朝鮮学校における民族教育について

- 1 朝鮮学校の特殊性は、第一に、学校運営、教育人事、教育内容のすべてが朝鮮総連の指揮下であり、第二に、同学校の生徒は在日朝鮮青年同盟という朝鮮総連傘下の組織に自動的に組み入れられて政治活動に動員されており、第三に、同学校では特異な政治的洗脳思想であるチュチェ思想に基づき、金日成及びその世襲指導者に対する極端な個人崇拜と歴史的事実を歪曲した反日教育が行われていることにある。
- 2 朝鮮学校の法的位置づけは、教育基本法及び学校教育法に基づくものではなく自動車教習学校などと同じ各種学校の扱いであり、「法律に定める学校」ではない。これは朝鮮学校が日本当局による影響を避け、北朝鮮・朝鮮総連による支配と教育事業の自主性を貫くために自ら選択した法的地位である。

そのため朝鮮学校は、その構成・人事・内容・財政のいずれにおいても国又は地方公共団体による直接の監督下になく、朝鮮総連を通じて北朝鮮政府の指導と監督に基づく民族教育と称する政治的思想教育を行っている。

- 3 朝鮮総連は、朝鮮人学校での民族教育を「愛族愛国運動」の生命線



と位置づけ、北朝鮮・朝鮮総連に貢献し得る人材の育成に取り組んでおり、朝鮮人学校では、一律に朝鮮総連傘下の事業体「学友書房」が作成した教科書を用いた朝鮮語の授業を行っている。

- 4 朝鮮学校でなされている教育内容は、北朝鮮政府の立場に基づくものであり、高級部生徒用教科書「現代朝鮮歴史」では、北朝鮮の発展ぶりや金正日総書記の「先軍政治」の実績を称賛しているほか、朝鮮総連の活動成果などが詳しく紹介されており、日本人拉致事件についても既に解決済みとする北朝鮮の立場を一方向的に教えている。(甲1の5)
- 5 朝鮮総連は平成23年7月に開かれた幹部会議で北朝鮮の金正恩後継体制支持を決めたが、その場で神奈川県朝鮮中高級学校の校長が先頭に立って金正恩への忠誠と愛国教育推の推進を宣誓していることが判明している。同校は、拉致問題など日本に合わせた教育の実施を神奈川県に約束し補助金継続を取り付けたが、実際には三代世襲に基づく思想教育強化を宣言していたことになる。
- 6 韓国の脱北者団体「NK知識人連帯」は平成22年8月、「朝鮮総連系の学校は、純粋な民族教育を離れて、金日成、金正日父子を偶像化する教育のみに重点を置く、イデオロギー洗脳場である」として日本政府に対し、無償化を適用しないよう求める建議書を提出している。
- 7 韓国籍の在日コリアンを代表する在日本大韓民国民団は、所謂「高校無償化」問題に関する朝鮮学校の取扱いについて、朝鮮学校は運営面においても教科内容の面においても朝鮮総連の指導を通じ北朝鮮政府の完全なコントロール下にあり、日本社会一般の常識をはるかに越えるような教育、指導が行われていることを理由に、仮に就学支援金の支給対象に含めることになる場合には、教育内容と運営の全般面に

において当局から特段の指導を講じることを条件に付けるべきであり、就学支援金が「民族教育を受ける権利」を有する生徒個人への支援になるならいざ知らず、本来の趣旨から外れて実際には朝鮮総連への迂回支援に繋がることを憂慮するとする意見書を文部科学省に提出している。(甲1の6)

第4 朝鮮学校に対する補助金交付の違法性

1 地方自治法232条の2違反

(1) 地方自治法232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされているが、公益上の必要性に関する判断に当たっては、普通地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解され、当該普通地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解されている(広島高裁平成13年5月29日判決)。

(2) 教育基本法14条2項(政治的中立の要請)違反

教育基本法は第14条2項において「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。」と規定している。

朝鮮学校は教育基本法にも学校教育法にも基づかない各種学校であり、「法律に定める学校」ではないため、この政治教育の中立性の要請に服さない。それは朝鮮学校が、民族教育と称する北朝鮮当局の意向に沿う独自の政治教育事業の自主性を貫くためであった。

かかる朝鮮学校に対する補助金の交付は北朝鮮と一体となった政

治活動に対する支援の意味を持つことを避けられない。朝鮮学校は、我が国の教育理念を定める教育基本法の趣旨に違背しており、国又は地方公共団体から教育振興補助金の支給を受ける資格はない。

(3) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権侵害対処法」という。）違反

北朝鮮人権侵害対処法は、第2条1項で国が北朝鮮当局による国家的犯罪行為である拉致問題を解決する義務を負うことを明記し、同条2項で拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をする義務あることを定め、同3項は「政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。」とし、第3条で地方公共団体の責務を規定し、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」と定めた。

前述したように朝鮮学校における民族教育では北朝鮮当局による人権侵害はおろか日本人拉致問題についても「解決済み」だとする北朝鮮当局の立場が一方的に教えられており、かかる教育を行っている朝鮮学校に対する補助金の交付は、拉致は解決済みとする北朝鮮の立場を地域住民である生徒に教育することを支援することになるばかりか、朝鮮総連を迂回して北朝鮮に対する支援となるおそれもあり、拉致問題の解決のため経済制裁を課していることの実効性を虚しくする。

よって本件学校法人に対する補助金交付が北朝鮮人権侵害対処法3条に違反するものであることは明らかである。

(4) 小括

本件学校法人に対する補助金交付は、教育基本法14条2項、北朝

鮮人権侵害対処法3条に違反するものであって公共の利益に反するものであることは明らかであり、交付を決定した兵庫県知事による公共の必要性の判断に係る裁量の逸脱又は濫用する違法があるといわざるをえない。

2 憲法89条後段違反について

- (1) 憲法89条は「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益もしくは維持のため、又は、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」としている。
- (2) 「公の支配に属しない」事業への公金支出禁止の法的意味について、大別して、本質的に私的自主性を基盤とするものへの支出禁止と解する厳格説と、私的事業であっても、国家目的の観点から当該事業が役に立つと国家が規定すれば十分であるとする緩和説とが対立している。

厳格説の典型は、昭和24年総務総裁意見である。そこでは、「公の支配に属しない」事業とは、国または地方公共団体の機関が「決定的な支配力」をもたない事業、換言すれば、その構成・人事・内容・財政などについて公の機関から具体的に発言・指導または干渉されることなく事業主が自ら行う事業であると解されている。

我が国の代表的憲法学者である佐藤幸治は、学校教育事業は元来「公の性質」のものであり、教育基本法、学校教育法等々の規制により「公の支配」が成立しているとする緩和説に対し、「憲法89条をあまりに無内容なものとするであろう」として批判し、少なくとも一般の財政処分が服するような執行統制にまで服することを条件とするというべきであるとしている（佐藤幸治著『日本国憲法』p5

28～)。東京高裁平成2年1月29日判決は「国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足り(る)」としている。

- (3) いずれにしても、当該教育事業が、我が国の「公の利益に沿わない」場合には、公の権力が当該教育事業の構成・人事・内容・財政などについて影響を及ぼして是正する途が法的に確保されていることを必要としている。

朝鮮学校が北朝鮮の意向に沿った思想教育と政治的活動を行っていることは既に述べたところであり、それが拉致問題の早期解決(拉致問題の啓発や経済制裁を含む)という公共の利益に反するものであることも前述したとおりである。

そうした教育内容や政治活動が現在も継続されているのは、本件学校が教育基本法や学校教育法に基づく「法律に定める学校」ではないため、そこで行われている教育内容や政治活動について国及び兵庫県には指揮する法的権限はなく、是正を求めることができないという事実を反映しているのである。

(4) 小括

本件学校法人は、北朝鮮と密接な関係を持つ朝鮮総連が支配しており、その構成・人事・内容・財政については朝鮮総連を通じて北朝鮮当局の支配下にあり、本件学校法人が実施している民族教育なるものは、我が国の「公の支配に属しない」事業である。

とりわけそこでの教育内容については、教育基本法や学校教育法の適用を受けないため、我が国の「公共の利益に沿わない」もので



あつても、これを是正する法的権限が国又は兵庫県にはない。

よつて本件学校法人による民族教育事業は、我が国の「公の支配に属しない」事業であるといわざるをえず、これに対する補助金交付は憲法89条後段に違反することは明らかである。

第5 まとめ

よつて兵庫県による県内7校の朝鮮学校を運営している本件学校法人に対する補助金交付の決定は地方自治法232条の2に違反するとともに憲法89条後段に違反するものであり、取り消されるべきものであることは明らかである。

証 拠 資 料

甲1の1	住民監査請求申請書
甲1の2	声明
甲1の3	政府答弁書
甲1の4	朝鮮総連ホームページ
甲1の5	『内外情勢の回顧と展望』（平成22年1月版）
甲1の6	文部科学委員会議事録

添 付 書 類

1	甲号証写し	各1通
2	訴訟委任状	1通

以上



当 事 者 目 録

〒658-0013

兵庫県神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号

原 告 長 瀬 猛

〒530-0054

大阪市北区南森町一丁目3番27号 南森町丸井ビル6階

(送達先) 徳永総合法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 徳 永 信 一

電 話 06-6364-2715

FAX 06-6364-2716

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

被 告 兵 庫 県

同代表者兼処分行政庁 兵庫県知事 井 戸 敏 三